

VI住民がつくる参画協働のまちづくり

1) コミュニティ活動の支援

現 況

- ◇住民主体のまちづくり活動のひとつとして、町内7地区でコミュニティ推進委員会等が組織され、年間を通じたコミュニティ活動が行われています。
- ◇地区の住民が積極的に参加・協力し、各地区の特性を活かした地域づくりを進めています。
- ◇設楽町では各コミュニティ団体に対し設立後3年間、活動費助成を行っています。
- ◇過疎化や高齢化の進展により、コミュニティ機能が十分に維持できない地区が増えていくことが予想されます。

課 題

- ◇コミュニティ組織の自立及び支援
- ◇コミュニティ組織を立ち上げていない地区への対応

◆施策目標◆

| 項 目 | 現 状 | 目 標 (H28) |
|-------------------|-----|-----------|
| コミュニティ活動の支援制度の見直し | — | 平成25年度 |

施 策

(1) 育成支援

- コミュニティ活動に対して、育成支援のため一定の助成を行いつつ、自主自立の理念で取り組むよう働きかけていきます。
- 地域の課題への取り組みや資源を活かした地域づくり活動に対する新たな助成を検討します。

(2) 幅広い層の参画への支援

- 幅広い年齢層の参加による活動を支援するとともに、地域づくりに積極的に取り組む若手リーダーの育成に努めます。

(3) ネットワーク化への支援

- コミュニティ組織間のネットワーク化による幅広い交流活動を支援します。

(4) 立ち上げへの支援

- 町内全地区においてコミュニティ活動が活性化するよう、新たなコミュニティ組織を発足させる場合に設立後3年間活動費を助成する制度を継続するとともに、より利用しやすい制度となるよう見直しを行います。

2) 定住対策の推進

現 況

- ◇設楽町では、若年者の流出による過疎化・高齢化が地域コミュニティの衰退等、町全体に大きな影響を与えています。
- ◇農林業の衰退とも相まって地域コミュニティの後継者が不足し、町全体の活力が低下しています。

- ◇農林業に興味を持っている都市住民を対象として、トマトやシクラメンの栽培、森林施業等を体験しながら農林業従事者と交流するワーキングホリデー事業等を進め、定住促進及び後継者の育成に努めてきました。
- ◇定住促進には、ニーズに見合った住環境や就業の場を整備するとともに、「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるような地域の魅力づくりが必要です。
- ◇定住促進対策として、新規就業や住宅新築等に対する報奨金・修学資金制度を設けています。
- ◇近年の田舎暮らしに憧れる風潮に伴い、都市住民の定住希望相談もありますが、住環境に対する十分な情報提供に至っていないのが実情です。
- ◇転出等による不在家屋（空き家）も多数存在しますが、定住希望者に対する情報提供等については、所有者の同意が得られないことから効果的な活用が図られていません。
- ◇宅地造成を行う事業者は、造成地の公共用物への助成制度を活用することができます。

課 題

- ◇ニーズに応じた住環境の整備
- ◇就業の場の創設
- ◇魅力ある地域づくり

◆施策目標◆

| 項 目 | 現 状 | 目 標 (H28) |
|---------------|-----|-----------|
| 空き家登録軒数 | — | 年8件 |
| 山村の体験・交流事業の実施 | 年2回 | 年3回 |

施 策

- (1) 意向の把握と助成支援
 - 定住希望者等の意向を積極的に取り込み、各種補助制度の拡充及び周知を図り、ニーズに合った住環境の整備を進めていきます。
 - 町の各種助成制度やゴミ出しなどの暮らしの情報をまとめた定住ガイドブックを作成し、定住希望者への情報提供を行います。
 - 出会いの場の提供等の結婚支援を目的とした事業を実施する民間団体に対して、費用の一部補助を行います。
- (2) 地域との連携
 - 地域が定住希望者を積極的に受け入れられるような支援制度を検討・実施します。
 - 地域の関係団体との連携を強化した取り組みを進めます。
- (3) 宅地造成の検討
 - 住宅整備だけでなく宅地造成についても検討していきます。
 - 公有地売却制度を創設し、遊休公有地の住宅用地等としての活用を進めます。
- (4) 企業の誘致
 - 新たな企業の誘致等に取り組んでいきます。
- (5) 農林業従事者への就労支援

- 新城設楽地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携し、新規就農希望者等へのPRや受け入れ態勢の充実といった各種支援に取り組みます。
- (6) 定住奨励制度の検討
 - 報奨金・修学資金制度について、より効果的な対応について検討します。
- (7) 後継者育成基金の利用拡大
 - 後継者育成基金の利用拡大を目指し、後継者が借りやすくなるように制度の見直しを検討します。
- (8) 通勤圏拡大のための対応
 - 町内から近隣都市への通勤がより広く可能になるよう、広域幹線道路の整備を関係機関に積極的に働きかけていきます。
- (9) 空き家制度の充実
 - 空き家利用希望者に的確な情報を提供できるよう、町内の空き家状況について改めて調査を行うとともに、所有者に対し効果的な活用を働きかける等、需給の橋渡しとなるよう制度の活用を図ります。
- (10) 山村交流の推進
 - 地域の魅力を伝えるため、また定住へのきっかけづくりとして、山村の体験・交流事業を進めていきます。

3) 人権尊重のまちづくり

現 況

- ◇深刻な社会問題として、家庭内での暴力や虐待、学校内でのいじめ等、年齢や性別に関係なく人権を侵害するような事例が多発しています。当町においても、家庭内暴力や虐待の他、十分な子育てがされていない家庭等の事例が報告されており、まだ露見されていない事例があることも想定されています。
- ◇人権尊重のまちづくりを目指し、人権に関する講演会等の啓発活動を行うとともに、地区ごとの人権擁護委員による住民からの人権相談等に応じる体制を整えています。
- ◇家庭や地域、職場等において、伝統的・固定的な男女の役割分担意識や慣習が、依然として根強く残っています。
- ◇法律面、制度面では男女平等や均等な参画がほぼ整備されており、女性が各方面で活躍する場は増えてきていますが、政策・方針決定への参画や職場における能力発揮の機会は、男性に比べると不十分な状況です。
- ◇差別のない明るいまちづくりのためには、地域が一体となって積極的に取り組んでいくことが大切です。

課 題

- ◇人権侵害の防止と被害者に対する支援及び根絶のための啓発や環境づくり
- ◇女性の就労環境の整備と社会の様々な分野への参画機会を拡充するための支援
- ◇教育の場や家庭における人権擁護の視点に立った取り組みへの支援
- ◇人権侵害事例の早期発見のための地域と行政が連携した体制づくり

◆施策目標◆

| 項 目 | 現 状 | 目標 (H28) |
|----------------------------------|-------|----------|
| 協議会(町が独自に設置したものを含む。)委員等への女性の登用比率 | 20.7% | 25% |

施 策

(1) 人権擁護活動の充実と意識の高揚

- 人権擁護委員等を中心とした活動の充実に努めるとともに、各種団体と連携を図り学校・家庭・地域社会等あらゆる場を通じて人権意識の高揚に努めます。
- 内在する人権侵害の事例が深刻にならないよう、地域と行政が連携・早期発見できる体制づくりを進めます。

(2) 様々な分野における女性参画の促進

- 性別に関わらず様々な分野・立場で能力を発揮できるよう、女性の多方面への参画機会の提供を関係機関等に働きかけます。

(3) 男女共同参画における方針・施策の明文化

- 男女共同参画基本計画の見直しを行い、適正な男女共同参画社会の構築に向けて積極的に取り組みます。

(4) 明るく住みよい地域づくり

- 住民一人ひとりが人権意識を持った、差別のない明るく住みよい民主的な地域社会を築くための啓発活動を進めていきます。

4) 住民と行政の連携強化

現 況

- ◇地方分権が進展する中であって、地域住民の選択と責任に基づく地域づくりが求められています。
- ◇地域住民や民間団体等の積極的な参画による自治体運営が求められています。
- ◇行政運営に関して、住民への積極的な情報提供が必要となっています。
- ◇平成22年度から住民同士の連携、コミュニティの活性化を目的に地域づくり支援事業を実施しています。

課 題

- ◇地域の自立的な自治体制の充実
- ◇住民ニーズの的確な把握による事業計画への反映及び事業の推進
- ◇広報広聴機能の強化
- ◇行政運営への民間活力の導入
- ◇行政施策の形成過程における住民参加
- ◇行政と住民との役割分担の明確化
- ◇地域づくり支援事業の反省・評価を活かした地域づくり

◆施策目標◆

| 項 目 | 現 状 | 目 標 (H28) |
|---------------------|-----|-----------|
| 「地域づくり助成制度」の継承制度の創設 | — | 平成25年度 |

施 策

(1) 行政区の機能強化

○行政区の機能強化に向け、行政区の統合を推進します。

(2) 行政への住民意思の反映

○町の施策に関する地区懇談会等を積極的に開催し、行政運営に住民の意思を十分反映していくことに努めます。

(3) ホームページ等による情報の発信及び収集

○ホームページ等の内容の充実を図るとともに、積極的な情報の発信及び収集に努め、住民と行政との双方向の情報交換を促進します。
住民参加による広報紙の紙面づくりに取り組みます。

(4) NPO等の設立支援

○ボランティア団体やNPOをはじめとする多様な住民団体等の育成を支援します。

(5) 地域づくり支援

○地域づくり支援制度を継承し、地域の特性を活かした自主的な活動に対する地域づくり助成制度を検討・実施します。

5) 自立する自治体経営の確立

現 況

- ◇地域の特性を活かした自立的で個性的な自治体の確立が求められています。
- ◇自治体が自立した行政運営を行うためには、限られた財源と職員を効果的に活用し、行政自らがその効率を最大限に高めていくことが必要となっています。

課 題

- ◇簡素で効率的な行政運営に向けた役場組織の再編と整備
- ◇行政事務の総点検と見直し
- ◇職員の資質の向上
- ◇厳しい財政状況下における多様な住民ニーズへの的確な対応
- ◇歳入確保に向けた取り組みの強化と持続可能な財政構造の確立
- ◇町債残高の計画的な削減
- ◇公有財産のあり方の見直し

◆施策目標◆

| 項 目 | 現 状 | 目 標 (H28) |
|---------------|-------|-----------|
| 町税収納率（現年度分） | 99.1% | 100% |
| 実質公債費比率（普通会計） | 12.1% | 10% |
| 将来負担比率（普通会計） | 42.6% | 40% |

施 策

(1) バランスのとれた政策の推進

○設楽ダムに関連する地域振興計画と一般行政事業とのバランスのとれた政策を推進します。

(2) 行政改革等の推進と適正な人事管理

○役場組織の再編と事務事業の見直しを進めるとともに、計画的な人員削減を行います。

○職員研修の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

○職員の業務遂行能力の把握、職務への意欲の維持向上や的確な人員配置に資するため、人事評価制度を導入し、職員の育成を図ります。

(3) 行政評価制度の検討

○より効果的で質の高い行政サービスを実現するため、行政評価制度の導入を検討します。

(4) 公共施設・財産の適正管理

○公共施設の効率的な管理運営とサービスの向上を図るため、指定管理者制度を活用します。

○公有財産の活用状況を精査し、有効活用の検討を行います。

(5) 歳入の安定確保

○滞納整理の体制を強化し、町税や各種使用料金等の安定確保に努めます。

○交付税や国・県補助金収入の中・長期にわたる的確な把握と確保に努めます。

(6) 入札制度の改善

○入札制度の改善に努め、適正な予算執行による限られた財源の有効活用に努めます。